

建設水道常任委員会

平成16年12月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○飯高 昭二 浅井 正八
吉川 勝義 木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建 設 課 参 事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
同 係 長	関口 修	観 光 産 業 課 長	田口 好夫
同 課 長 補 佐	辻本 邦好	同 課 長 補 佐	永井 克育
都市整備課長	藤本 宗司	都市整備課参事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	都市整備課参事	藤川 岳志
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	池田 善紀
上 水 道 課 長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 吉川委員、木澤委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、吉川委員、木澤委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに本会議からの付託議案についてであります、議案第39号、斑鳩町法定外公共物管理条例についてを議題といたします。なお、報告事項の施行規則についても本条例と関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

建設課長 それでは、議案第39号、斑鳩町法定外公共物管理条例について、ご説明申し上げます。まず初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設課長 要旨の朗読をもって、説明とさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

建設課長 次に、斑鳩町法定外公共物管理条例施行規則についてありますが、事前の委員会でお示しした中で、条例第6条の規定による占用料減免

の申請に係る条文が抜けておりましたので、今回、第6条として追加しております。そのため、前回委員会でお示しした施行規則の第6条以下の条文が、今回のものでは第7条からとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、要旨の朗読をもって、説明とさせていただきます。

(要旨朗読)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 明示について触れていない。規則ではどうか。

建設課長 明示等、事務手続き関係については手続要領で決めていきたいと考えており、現在、整理中であります。譲渡を受けるまでに決めていきたいと考えています。

木澤委員 今後境界明示の方法等について、県と町で違うものもあると思うので、都度、方法等について簡素になるよう定めていっていただきたい。費用についてはどうなるのか、お聞きしておきたいと思います。

建設課長 譲渡を受ける際には交付税算入はされますが、以後の補助金はありません。

吉川委員 地方自治体へ譲渡されることには異論はないが、管理は全て町へとなる。今後の維持管理についてどう考えているか。明示の際、新しい自治会長、役員さん等は明示の時に境界が分からない。係りがしっかり管理してもらわないと困るので、よろしくお願ひしたい。

建設課長 関係者との立会いは、これまで通りで進めていきたいと考えている。新興住民については、第3者立会いで水利組合等、団体で立会いをし

てもらえれば可能だが、団体等で管理のない場合は、一定の区域については現地立会い、周辺立会分等あわせて、資料に基づき立会いを出来るようにしていきたいと考えている。

吉川委員 国から無償譲渡されることで町の利益はどう思っているか。里道水路の今後の管理はこれから町ですて貰えるのか。

建設課長 管理は今まで、県土木事務所でもらっていたものが、これからの手続きが近くの町で出来ることとなります。管理は町とうたわれておりますが、本来、水利組合等、維持管理は地域でお願いしており、今後も立会いについても地域でお願いしていきたい。

吉川委員 管理費を取っているところと、取っていないところがある。もめているところもあり、ちゃんとした管理体制をとっていただきたい。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第39号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第45号、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

下水道課長 議案第45号、平成16年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。まず、はじめに議案書を朗

読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課 それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入より説明させていただきます。4ページをお開きください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で259万2千円の増額、次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入でございますが、消費税の確定申告に伴います還付金の額の確定により、171万1千円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。5ページをお開きください。まず、第1款下水道費、第1項下水道費、第1目公共下水道事業費でございますが、人件費で、12万7千円を減額、続きまして、6ページ第2款公債費、第1項公債費、第2目利子でございますが、平成15年度許可債として借入れいたしました地方債の償還利子の確定に伴い、100万8千円を増額するものでございます。

それでは、1ページにお戻り下さい。朗読をもって平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）のご説明とさせていただきます。

(議案書朗読)

下水道課 以上、簡単ではございますが、平成16年度斑鳩町公共下水道事業
長 特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。宜しく、
ご審議賜わり、何卒、原案通りご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第45号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第47号、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

上水道課 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)について、ま
長 ず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上水道課 次に、内容につきましては、3ページに実施計画として前回の委員
長 会でご説明しております内容に変更はなく、収益的収入及び支出の部
で、水道事業費用といたしまして331万5千円の増額をお願いする
ものであります。4月の人事異動に伴います人件費等で38万5千円
の減額と、固定資産の廃棄に伴う不在所箇所固定資産除却費用とし
て370万円の増額であります。資本的収入といたしまして、石綿セ
メント管更新事業として国庫補助金確定により288万4千円の増額
をお願いするものであります。

それでは1ページを朗読し、ご説明とさせていただきます。

(予算書朗読により説明)

上水道課長 以上、簡単ですが説明とさせていただき、ご審議のうえよろしくご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 分からないので教えてほしいんですけども、固定資産除却費というのは、内容的に言うとはどういうことなんですか。

上水道課長 その行為をする事によって既存の構造物がなくなっていく、即ちビニール管等の工事費が無くなっていく事により、固定資産台帳より除却、既存の分を除却していくという事でございます。

木澤委員 除却というのは処分をするという事ですか。

上水道課長 そういうことでございます。

委員長 他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

委員長 お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第47号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、認定第11号、町道認定についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

建設課長 認定第11号町道認定についてであります。まず始めに議案書の

朗読をいたします。

(議案書朗読)

建設課長 次のページをご覧いただきたいと思います。認定に附すべき路線、整理番号1、路線名町道390号線、起点斑鳩町高安西1丁目656番5先から終点、同所の656番12先、次に整理番号2、町道4045号線、起点につきましては服部1丁目312番3から終点、同所の312番1であります。以上が認定に附すべき路線であります。また次のページ以降につきましては、参考資料を添付いたしておりますので、ご覧いただきましてご審査のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 整理番号2の4045号を例にとって見た場合、この図面でははっきりと分からないと思うんですけども、最小4.2mで最大9.7mという事で書いてますけれども、この9.7というのは回転広場の事ですか。

建設課長 最大の9.7mなんですけれども、これにつきましては起点の町道417号線に接続いたします両サイドの隅切りを合わせたものであります。

吉川委員 この三角の矢印のあるところ、これは右側道路がないわけですか、突き当たりですか、これ。

建設課長 終点につきましてはこれは突き当たりという形になっております。

吉川委員 この道路は位置付けはどういう道路なんですか。開発等でよく延長

が〇m以上あったら回転広場を作れとかありますやんか。

建設課長　この道路につきましては、前回の時にご説明もさせていただいておりますけれども、位置指定としての寄付を受けた道路という形であります。位置指定道路として寄付を受けました。寄付につきましては平成16年8月4日付けで寄付をいただきました、という形でございます。ですからここについては幅員としては通常、417号線から出発して幅員についてはそういった形での関係でありまして道路としての幅員が4.2mという形で入っております。以上です。

吉川委員　課長、仮にこれ、417号線から入っていきますやんか、隅切りはとってもらってるので倍以上あると思うのでいいと思うんですけど、奥行った時にどこで曲がりますの、4.2mやったら。奥に回転する広場はありますの、49mバックしてこないといけないのか。

建設課長　私の説明に誤りがありましたので、ご訂正させていただきます。入口の、先ほど言いました417号線の接続する部分については幅員が8.22mでございます。奥の手前の方ですけれども突き当たりの手前の方で、だいたい12mほど手前になるんですけども、その手前でT字形になっておりまして、その幅員が9.7mという形でありますので、先ほど委員がおっしゃるように、途中で回転できるような形になっておりますので、申し訳ございませんでした。

吉川委員　それで結構なんですけれども、えらい手数かけるけれども、できたら今説明いただいた事を図面に表して皆さんに出していただいたら、こんな質問私もしなくていいし、早く終わると思うので、一つできるのだったら今度からその図面を、今は結構ですので、次からお願いしたいと思います。

委員長　他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第11号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

委員長 次に、報告第12号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第13号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の2議案は関連する町長専決処分にかかる案件であり、一括議題と致したいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

報告第12号、報告第13号を一括議題と致します。理事者の説明を求めます。

建設課長 報告第12号、議会の委任による町長専決処分の報告についてであります。まず始めに議案書の朗読をいたします。

(議案書・専決処分書朗読)

建設課長 次に報告第13号、議会の委任による町長専決処分の報告についてであります。これにつきましても議案書の朗読をさせていただきます。

(議案書・専決処分書朗読)

建設課長 それでは予算に関する説明書の4ページをご覧いただきたいと思
います。

(予算書朗読)

建設課長 次に1ページをご覧いただきたいと思
います。

(朗読により説明)

建設課長 以上で報告とさせていただきます。よろしくお願
いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいた
します。

吉川委員 これだけではないんですけれども、最近特にこ
うい
う関係の、毎
回
の
よ
う
に
出
て
ま
す
わ
ね
、
事
故
等
。
そ
れ
に
つ
い
て
町
の
方
で
ど
う
思
っ
て
お
ら
れ
る
の
か
お
聞
か
せ
い
た
だ
き
た
い
と
思
い
ま
す
。

町 長 この関係等につきまして、毎回議会に出てま
いる訳ですけれども、この間も担当の関係等について、やはり道路の関係についてパトロールしているんですから、そういう事について注意を払うべきだと。特に法面の関係等について、最近特に緊急に工事をしたいという事で、今は富雄川の関係等についても自転車道を作るという事でその部分的な関係等について、舗装ができておらなかった、そういう所で結局車が脱輪して、そういう事故が起こる。あるいは今の関係等についても、そういう法面等について十二分に配慮しないと、車というのは対向する時にちょっとずれますと、そこにはまってしまうというような事
の
状
況
等
も
ご
ざ
い
ま
す
し
、
や
っ
ぱ
り
そ
う
い
う
点
に
つ
い
て
は
も
っ
と
真
剣
に
道
路
パ
ト
ロ
ール、いつ何時何分にそういう現場を見たらこういう所が

あったと、直ちに県郡山土木とも協議をしながら、やっぱりこの関係については事故が起こる可能性が多いという、特に今自然災害等についても出てますように、絶えずそういう注意をしなかったらこういう関係等についてはなかなかなくなる、という事を申し上げて、絶えず道路パトロールするにしても、ただ普通に車で巡回するのではなく、この箇所はどういうところで危ないか危なくないか、という点検を十二分にして、報告を担当の課長、部長、助役に上げてくるべきだという指示をいたします。吉川議員ご指摘のように、毎回こういうような事が出てくる事については、誠に申し訳ないわけでございますけれども、これからそういう点については特に注意をしてかからなかったら、こういう関係等についてですけれども、仮にそういう事で転落された、あるいは人命に関った事が出てきた場合には大変な事になって参るわけでございますので、そういった事については十二分に注意をして参りたいと思っております。

吉川委員 町長のお話聞かせてもらってそれで結構なんですけれども、やはり事前に見つけるというのか、整備するというのが大事だと思いますので、町長がおっしゃっていただいたように、全員一致になってやはり事故防止に、また危険防止に努めていただくようお願いをしておきます。

飯高委員 この事件以後、例の道路パトロールが動いていただいたと思うんです。私も見る範囲において舗装の陥没というのか、何ヶ所か目にする事がありました。それ以後回っていただいたと思うんですけれども、そういう箇所はだいたい何ヶ所くらいあったか、その状況はどうであったかという事をもし分かればご報告お願いしたいんですけれども。

建設課長 今質問いただいている、その後のパトロールの陥没、そういう傷みの箇所が何ヶ所あったかという事なんですけれども、今手持に資料がありませんので後刻報告させていただきたいと思っております。

飯高委員 先ほど町長から言っていたんですけれども、実際細かくは全道路についてパトロール云々というのは、恐らく無理というか長期になると思うんですけれども、特にそういう陥没が見られるような所、特定すると例えば河川敷の道路なんかはそうですね。特に路肩なんかは弱くなってる可能性があります。と言うのはやっぱり水、洪水等云々で影響されるというのと、路肩がしっかりとされてない、軟弱であるというところから、そこからの破損が見られる。という事は、その部分が危険度が多いのではないかなというところで、できれば町としては、河川またその他軟弱道路、また車輛がよく通る所、特に特定される所があれば、例えば図面で明記して、そこを巡回するという事をやっていただければ分かりやすいのかなと思うんです。今、全般的に回っていただいているんですけれども、どこをどう回ってというのは理事者の方で管理はされていると思うんですけれども、やっぱり目に見えた形でしていただければありがたいかなと思うんですけれども。

建設課長 飯高委員からご指摘もいただいておりますけれども、我々の道路パトロールについては主管しておるんですけれども、管理面を含めて。特にそうした中で職員さんの方から道路の傷み、町内全域となれば広がりますので、そういった関係で職員さんから出る部分もありますし、私どもの方につきましても、町内現場等出る機会がありますので、そういった機会をとらまえてパトロールのできない区域での確認できた所については、それぞれ担当から担当者への報告をいたしまして、応急的で補修するのかもしれないもしくは全面的に舗装のし直しをするのか、という形でやっております。飯高議員がご指摘されてる関係につきましても、私もそのように前回の報告書を見ますと、ありましたので、担当にはパトロールの回った順路を添付するように資料を内部的にしておりますので、今後そういった形で区域内、町内におきましてはそういう形でやっていきたいと思っております。それと合わせまして、特に郵便局という事でありまして、郵便局と締結をいたしまして、特に道

路の悪い所があれば報告もいただいております、報告いただきますとすぐに現場確認をいたしまして、先ほども一緒に応急的に補修するもの、また新たに舗装のし直しをする部分という形で現場確認しながらやっております。特に広範囲という事もありますし、ご指摘いただいている堤防の占用を受けて道路にしている部分については特に構造物等がなかなかでき得ない、という形でありますので路肩等の傷みも特に出てくるという事で感じております。そういった箇所についてはやはり重点的なパトロールも必要になってこようと思っておりますので、私どもとしてはそういった形で今後も十分パトロールをしながら現場確認の把握に努めてまいりたいと考えております。

委員長 すいません、2点だけ私の方からお聞きしたいんですが、相手方の賠償額は5,600円、総額はいくらやって、なぜ町がこの額の賠償をしたのか。それと2点目は歳入と歳出があるという事は、保険会社から下りたやつを相手方に支払うという形だと思いますけれども、町が契約している保険は、私達一般的に任意保険をかけると毎年1年間使わなかったら10%の割引がある、使えば割増しになるとかいう形があるんですが、町が契約している保険はどのような形なのか教えてもらえますか。

建設課長 損害額につきましては、この関係については物件としては車輛のタイヤの破損という形でありまして、このタイヤにつきましては損害額28,010円という形で請求、提示をいただいております。この金額について過失割合という事で、町が2割という形であります。ですからあと8割はその方の負担という形です。事故の内容、金額については以上でございます。

総務部長 この関係については、我々としては全国町村会総合賠償保険という事が入っております、事故があったから金額が高くなるという事ではありません。

委員長 使わなくても掛け金はずっと一緒ですか。

総務部長 使わなくても同じでございます。

委員長 この議案の書き方だったら100%町が支払ったような、5,600円の被害で5,600円払ったような形にも見られる可能性もあるので、町が何割の過失で、これだけの額がこれだけの支払いをしまったというように、また分かるように今後報告してもらった方がいいかなと思いますのでよろしくをお願いします。

委員長 他の委員さんよろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩します。

(午前9時55分 休憩)

(午前9時56分 再開)

委員長 再開します。

お諮りいたします。報告第12号、報告第13号については当委員会として報告に了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって報告第12号、報告第13号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

委員長 次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

下水道課
長

継続審査であります公共下水道事業に関することについて、ご報告させていただきます。まず、県が施工いたしております流域下水道事業の11月末時点におけます進捗状況でございますが、事前委員会でもご報告させていただきました通りでございます。ポンプ場及び竜田川幹線管渠第4号工事ともに順調に工事が進められております。

次に、町公共下水道工事及び測量設計業務委託の進捗状況につきましても、順調に作業が進められており、年度内に全て完了できるよう進められている状況でございます。また、供用開始に向けての準備作業につきましても、供用開始に向け各機関との協議等を具体的に作業を進めている状況でございます。

また、お手元に配布いたしております資料-1でございますが、平成17年度に整備を予定いたしております区域でございます。資料1をご覧くださいませでしょうか。まず、赤色の囲み線ですが、都市計画決定区域493ヘクタールで、青色の一点鎖線での囲み線が事業認可区域245ヘクタールの区域でございます。次に、黄色で着色している区域でございますが、平成16年度末に整備の完了ができる区域で、約100ヘクタール完了できる予定でございます。

なお、平成17年度に整備の予定をいたしております区域でございますが、幹線管渠の整備で、龍田1丁目から龍田4丁目地内までの区間で、図中の緑の路線で約1キロメートル、面整備でございますが、図中のピンク色の着色区域を予定しており法隆寺2丁目、阿波2丁目、龍田北1丁目、興留6丁目、服部1丁目、小吉田2丁目地内で約12ヘクタールを予定をいたしております。平成17年度におきましても、公共下水道の整備区域を拡大するとともに、公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが継続審査であります公共下水道に関することについてのご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 課長の方から平成17年度の工事区域を拡大していくとおっしゃっていたんですけれども、今の時点でこのピンク色の部分で、まだ増えるという事ですか。

下水道課長 今現在、黄色の部分で、今年度末に完了できる予定の区域を黄色で示させていただいております。ピンク色の区域ですけれども、これにつきましては平成17年度に施工する面整備の区域だという事でご理解いただけますでしょうか。

木澤委員 それは分かったんですが、これまでずっと整備をしてきて、平成16年度までに黄色の部分は整備できるが、例えば、平成17年度だけで見ると、ピンク色の部分だけしか、まだ工事が進まなかったということですが。

下水道課長 その通りでございます。

委員長 他にございませんか。

吉川委員 まず龍田北1丁目の関係ですが、黄色い所は4月1日から行きますね、あとの所は17年度に整備するという事だが、前から聞いていますように、範囲はちょっと分からないが、この地域全体の処理を町道の下に浄化槽があって、やっておられるという風に聞いていますが、そういう関係で入ってくれる方が少ないのではないかと懸念するんですが、そういった事はないのですか。

下水道課長 平成17年度に施工いたします区域と16年度に黄色の部分が完了する訳でございますが、2カ年におきまして、この区域全域が整備が終わってしまうということです。自治会の中でも、十分随時、ご相談させていただいておる中で、この地域につきましては、全員が公共下

水道に接続していただかなければ、浄化槽が残ってしまうということも十分周知させていただいている状況でございます。ですから、現段階では住民さんへの説明、もしくは説明会におきましても十分ご理解いただいておりますという状況でございますので、よろしく申し上げます。

吉川委員　あと1点は、長年させていただいていて、いまさら何を言うんだと言われるかも知れませんが、事業認可区域、245ヘクタールあります。特に、稲葉西1丁目、2丁目などは、県の幹線路の給水柵といますか、マンホール出来ますね、岩瀬橋の西側に。それなのにその沿線だけ入れてあって、あとは入れていない。特に、国道25号線を挟んで、今現在、店がたくさんあります。龍田川へ流れてくる。そういう関係もあるし、先程申し上げました稲葉西2丁目の、ここも集中浄化槽といますか、自治会だけで、開発された方が浄化槽を作って、処理しておられるわけですが、対応年数などを把握して、これらを決められたのか、なぜ、こんなここだけ、飛ばしてあるのか。龍田西2丁目のマンションがたくさん建っている所も言いたいですが、あとで建ったので、この計画時には分からなかったと言われれば、それまでなので申し上げますが、龍田北6丁目ですか、そこは入っているわけですね。どういう考えで区域の決定をされたのか。私は議会へ出させてもらっても、神南の関係についても、1回も相談を受けた事も、全然ありません。この図面は出されたのかも知れませんが、事業認可区域の中へ入れる区域の決定については、どういう方法で決定をされたのか、いまさら何をいうという事になるかもしれませんが、分かっていたら教えて下さい。

下水道課長　事業認可の決定に当たりましては、上位計画の事業の進み具合、事業認可の分と整合をとるという事から、まず1点としましては流域下水道の事業計画に合わせた形で、現在稲葉西1丁目、龍田西7丁目辺りをご指摘いただいておりますが、それらにつきましては、流域の路線図についてまず事業認可をさせていただいているという状況でござ

います。

次の2点目に、龍田北6丁目につきましては、もしくは龍田西3丁目もそうなのですが、西6丁目もそうですけれども、平群町、三郷町との事業認可、事業計画とも整合をとるが為に、現在斑鳩町も事業認可に入れているという事でございます。この部分につきましては、斑鳩町では最上流になるところではございますが、三郷町、平群町につきましては最下流になってくるエリアでございます。ですから、流域下水道の供用開始に伴いまして、この部分につきましては三郷町、平群町も早いうちに供用開始される事になるだろうと思ひまして、現在事業の進捗につきまして整合をとって作業を進めているような状況でございます。そして、全体的に言いますと、実際、上位計画との整合をとったというのが、大きな理由であるという事でご理解いただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

吉川委員

特に神南3丁目、この中には入っておるわけなんですけれども、ここは処理場の関係で普通の排水管を町道の中へ入れていただいているわけです。入れていただいている、こういう質問するのはどうかと思うんですけれども、私はやっぱり経費の節減から、今入れてもらったやつが、今の状態で言いますと水道管とか移設してますわな。なぜ、これを、当時の担当の方にも私は再三申し上げました。だからそれに合わせた設計をしていただければ、それだけ私は経費は助かっていると思う。同じやるのだから。もうちょっと頭を絞って考えてやってもらわないと、斑鳩小学校とかある所は飛んであってもやるわけです。特に25号線の沿道は、現在色々な食堂とか、そういうのも出来ているわけなんです。流される、ちゃんとした浄化槽は作っておられるので問題ないと言われればそれまでなんですけれども、みんなそれが竜田川へ来てるわけなんです。そこらを何故、考えずにやられるのか、これからでも変えていく事はないのか、今度特に岩瀬橋から龍田大橋に向けて幹線入れてるのだから、ちょうど勾配もあるし、入れられない事もないと思うんです。いつも公共下水路の関係でも町へ迷惑かけて

るわけです。なぜそれらのものをちょっとでも配慮し、少なくしていこうという考えに立ってやられないのか。簡単でいいから答えて下さい。時間競ってるみたいだから。

上下水道
部長

吉川議員もご存知だと思っんですけれども、公共下水道の事業認可につきまして、当初の事業認可区域は60ヘクタールでした。それが概ね終わった段階で平成10年度におきまして事業区域の拡大をいたしております。この時点で243ヘクタールという事で拡大いたしております。これにつきましては概ね10年後につきまして完成するであろうという区域を設定して選んでおります、面積的に。これ以上の面積となりますと事業ができないですし、やはり国の方での予算関係もございます。また、町の方でもこれが最大限無理して、概ね10年間でできるであろうという区域でまず考えて設定いたしました。その中で243ヘクタールの区域ですけれども、これは当初から申上げておりますように、郡山に近い下流の方から順次やっていくのが本則の原則でございます。そうした中でもありますけれども、先ほど課長が申上げましたように、平群町や三郷町との兼ね合いもございまして、西の山団地やネオポリスが入っております。今、吉川議員のおっしゃっておられます区域を入れていこうとなりますと、斑鳩町の下流側でその分の面積を減らす事になってまいります。逆に言いますと、その部分を減らしてこっち側にきたら、また下流側を放っておいて上流側となってくるので、町といたしましては10年後の可能な限りの範囲で住民に理解を得られる区域を設定したという事でご理解いただきたいと思っいます。この区域の今後の変更でありますけれども、今現在の245ヘクタールの概ねの事業が見通せる段階である、平成20年頃に事業認可区域の拡大を検討して参りたいと思っっておりますので、当然今、吉川議員さんのおっしゃられています区域についても、その中で考慮をいたしておくという事でございます。新たな区域の中でも事業の優先順位をこちらの方で考えまして、より住民に理解が得られる区域から順次工事を行っていきたくと思っしておりますので、

よろしく願いをいたします。

吉川委員　　これ以上申しませんが、前にも私が質問した大和川の関係でも6120億もかけて下水道の整備を、他の工事もありますから主にです。やるという事で質問した時も一番力入れてもらえるのは下水道の問題だ、という事も答弁いただいているわけ、また国もそう言っているわけ。今部長の説明ですとこれ以上は認めてくれない、それでは私らかて実際言ったら納得できませんわな。

上下水道
部長　　池田　例えば国の総予算がありますし、町といたしましても工事する上での、可能な工事というのがあります。例えば交通整理の関係もございまして、今おっしゃっておられます龍田北1丁目の区域がありますけれども、また今は三町でやっておりますけれども、三町でも、あの区域は2工期に分けてやっております。これでも相当交通困難を来しております、住民の皆さんに相当ご迷惑をかけながら無理を言いながらやっておりますので、そこらもご理解いただきたいと思えます。

吉川委員　　ご理解せい、と言っても仕方ないけど、よその町の事も考えてみなさい、斑鳩町が遅れているの。一回上牧や河合や王寺の、この前の合併の時に色々資料もらった中では。

上下水道
部長　　河合・上牧は確かに進んでおります。あれについては第二の広陵の方に送っておりますので、全域が全て送れる状態、供用開始もやっております。斑鳩町の場合やっとな平成17年4月から供用開始でございまして。そうした中で供用開始も始まってない段階で、このような面整備を行っているのは全国的に珍しいと思えます。例えば安堵町・三郷町・平群町、また生駒市の整備率を見ていただいたらいいと思えますけれども、到底斑鳩町の方にはいっておらない状況でありますので、今申し上げましたように供用開始をしてない状況で面整備をしてきたと

いう事については、やはり住民の税金も使ってきた中で、住民の皆さんのご理解もいただいておりますし、町議会議員の皆様のご理解もいただいておりますので、そこらについてはご理解いただきたいと思えます。

吉川委員　これ以上言ってもあれですから、やはり大和川・竜田川・富雄川も含めて河川の汚濁とか進んでる中で、やっぱり早い事やらないといけない。確かに遅れている事は、うちの地域が、斑鳩が第1次のところに入ってなかった。また、斑鳩町反対と言っておいてポンプ場を安堵町に持って来たという、私が安堵の住民だったら、皆さんが安堵の住民だったらそれは言います、それはよく分かります。それはまた町長なり皆さん、県も努力してもらってご理解いただいて、やっと開通するようになったわけ。その事はよく分かってますけど、今後区域を制定される場合、あと全部をやられるという事は一度には難しいと思えますので、まだ残る区域があると思う。その時には是非とも、いつも委員会に諮ってとか、いつも私が言ってるように、口ではいい事言ってくれてはるわけや。現実にはそうは行ってないというのが現状や。私は、今後一層の努力をしてもらって、ちょっとでも早く下水道の完備がなるように強く要望しておきます。

委員長　これをもって質疑を終結いたします。
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

午前10時30分まで休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長　再開します。

次に、各課報告事項について、(1)議案第42号平成16年度斑

鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の報告を求めます。

建設課長

議案第42号平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。都市建設部に係ります補正についての人件費について私の方からご説明申し上げます。25ページをお開きいただきたいと思っております。まず始めに第5款農林水産業費であります。第1項農業費、第2目農業総務費であります。841万7千円の増額補正であります。次に第4目土地改良事業費であります。補正額30万円の減であります。次に第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費について245万7千円の増額補正であります。次に第7款土木費、第1目土木管理費であります。第1目土木総務費であります。975万8千円あります。次に第4項都市計画費、第1目都市計画総務費であります。補正額のうち206万5千円あります。次のページの第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費の5万4千円あります。以上の補正につきましては先ほども申しました、都市建設部におけます4月の人事異動等によります人件費の補正であります。よろしくお願いたします。

都市整備課長

それでは都市整備課所管にかかります平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。6ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。法隆寺門前広場事業につきまして、本年度内に完成を、という事で進めておりましたけれども、発掘調査によりまして貴重な遺物が出土いたしまして、今後調査範囲を拡張するという事で引続き調査をされる事になりました。そうした事で今年度において支出を見込めないという事から4,840万円を繰越をさせていただき分でございます。

29ページをお開き願います。第7款土木費、第4項都市計画費の都市計画総務費でございます。人件費につきましては、先ほど建設課長の方から説明があった通りでございます。22節の補償補填及び賠

償金につきまして、5,019万2千円の増額補正をお願いしております。議会初日の平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更にて報告をさせていただいた通りでございまして、いかるがパークウェイ用地の買収にかかります代替用地といたしまして、龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地を提供するにあたりまして、その処分価格が2,707万4千円で、これに対します簿価が7,726万6千円となっております。その差額5,019万2千円を一般会計から補てんをさせていただくという事で計上をさせていただいております。第2目の公共下水道費でございますけれども、先ほど議案第45号平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)にて説明がありました一般会計からの繰出金259万2千円でございます。以上が都市整備課所管にかかります補正の内容でございます。よろしくお願いたしたいと思っております。

建設課長 申し訳ございません。1点だけ説明をさせていただきます。閉会中の委員会でお願ひしてきました法定外公共物に関する委託業務の、業務委託といたしまして550万円の補正についてお願ひしてきたところではありますが、他の業務を含めて検討する必要があります事から、今回の補正については計上いたしておりませんので、合わせてよろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員 土地開発公社の損失補填の分なんですけれども、これまでも質問がされており、特段に質問という形ではないんですけれども、やはり町民の皆さんから預っている税金の部分で補填をしていくと、損失をさせてしまったという事は町も責任は感じていただいていると思っておりますけれども、今後の対応につきまして計画などしっかり定めて運営していただきますように、厳しくその辺の注意をしていただきたいという風に意見として申し上げます。

町 長

木澤委員ご指摘の点でございますけれども、これはやっぱり私ら前の議員さんもおられますけれども、やっぱりこのいかるがパークウェイを何とか早く完成をする、やっぱり代替地が必要だと、やっぱり議会と力を合わせながらやっぱり代替地を買っていかうと、その代わり今までのように地価が上がっていくという傾向ばかりではなしに、下がった場合はどうするか、その時は理事者側にもあるいは議会側にもやっぱりそういう事も含んでやらなかったら代替地そのものについては買えませんよ、という話をしてくてるわけです。そしたらやっぱり議会も理事者側も了解を求めて、あの新楓町の地域の方々はあそこへ移るという事も確約したという事もいただいておりますから、我々としては高いですけれどもやっぱり代替地として円満にいくんだっらいこうという中でやってきた。そして今ようやくこのいかるがパークウェイが400mできて、あるいは今、地権者が住友住宅の関係、あの地域の方々が早く我々としては移転を求めたいという中で、鬼坂の関係も何回かやっぱり議会であれだけ交差点改良もできた、あの交差点改良ができたのもやっぱりあそこに用地を取得した、その代わり幾らかは簿価で損はしていますよ、一般会計から補填していますけれども、やっぱりあの事があったから鬼坂の関係等についても一軒の方は町営住宅へ移っていただいた、一軒の方はやっぱりこの町が代替地を買った所に行くという話をされておりますから、我々としては非常にありがたい話であって、ただ、地価が下がった、確かに5千何万というものは町の一般会計から補填をしなければならぬ。そういう事もありますけれども、私はやっぱりそういう事によって解決していくという事もございますけれども、できるだけ今委員さん等おっしゃっていただくように、我々としてもできるだけ早く処分したい。来年度については今現時点では、土地開発公社の関係等については町がしていくか、色々そういう事も考えながらやっぱり早く手をうたなかったらだんだんと地価は上がる傾向にはないですから、若干下がる可能性もありますから、そういう事も踏まえましてやっぱりそういう事を十分に、

我々としてもまた議会の皆さん方もご心配いただくように、努力をしてまいりたい。お互いにそういう事の経過を踏んでいかないと、我々としては確かに現時点では、えらい損したやないかと。そしたら仮に安く買った所が高く売れた時には、えらい儲かったなど。そういう事については評価というのはなかなか出来にくい。その時の瞬間的なものですから、一時日本の国でもバブルが合った時にはかなり税金が上がった、日本の国が2つほどできるくらいの税金があったわけですから。しかし現時点ではバブルがはじけた、全くそういう事がない。まだ国債でも毎年30兆円借金をしていくという事でございますから、その事のやっぱり十二分の事を、やっぱり経過を、我々についてもできるだけ町の一般会計から出さない、補填をしないような形をしていきたいという気持ちでございますけれども、木澤議員のご指摘のようにそういう流れがあるという事に、十二分にお知りいただいて、確かに5千何万という事を一般会計の税金から払うという事は大変な事でございますけれども、今後やっぱりそういう点についてもよくご理解をいただきながら進めて参りたいと思います。これから開発公社の関係、色々ご意見いただいておりますように、早く処分するところは処分していくという事でしてまいりたいと考えております。

吉川委員 堤課長が最後に言われた550万円、その事は結構なんですけれども、私はやっぱり今後、先ほどの公共物管理に関してもやはり町としても町道の中に入ってある下水、水道、ガスとか排水管、色々なものがこれから入っていくと思う、電気もそうですし。やっぱりそこらの管理をちゃんとできる体制を今後考えていかないと、先ほど議案第39号で出てた関係についても、このままでは大変だと思うんですよ。だからやっぱりお金はかかると思うけれども、きちっとした管理体制を今後考えていってもらおうよう、強く要望しておきます。

委員長 他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております。

す議案第42号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に関するものについて、当委員会として了承してよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

本件については、当委員会としてこれを了承することと致します。

次に、（3）奈良県屋外広告物条例の改正について、理事者の報告を求めます。

都市整備
課長

それでは奈良県屋外広告物条例の改正につきましてご説明申し上げます。資料3をご覧くださいと思います。まず、改正の背景についてでございますけれども、景観法の施行に伴います関係法律の整備等に関する法律におきまして、屋外広告物法の一部が改正されました。本年6月18日に公布され、公布の日から6ヶ月以内に施行される事となっておりますことから、奈良県屋外広告物条例についても所要の改正が行われることとなっております。その改正の概要でございますけれども、資料アの屋外広告物法の改正に伴い、必要な事項を改正するものとしたしまして、①簡易除却等を行った広告物等の保管、公示、売却等に係る手続が整備される事となります。これは屋外広告物法の改正によりまして、はり紙を除きまして簡易除却等を行った広告物を保管する事及び所有者等に返還するために公示を行うことが義務付けられました事から、条例により公示する事項や公示期間が定められることになりました。また、保管を行うにあたりまして、広告物の価額に比べ、不相当な費用が生じます場合は除却した広告物を売却することができる事となりました事を受けまして、売却の方法及び公示日から売却可能となる期間が定められております。なお、売却制度につきまして、除却を行った広告物を必ず売却をしなければ処分できないという事ではございませんで、はり札や立て看板等の簡易広告物で価格

が著しく低い、売却しても買受金がない事が明らかなものについては保管、そして公示手続のうえ、廃棄する事となっております。なお、ちなみに今日までの簡易除却の状況でございますけれども、返還を希望するものもなく、売却できるような価値のあるようなものもない、というような状況の中で、今日まで町にて処分を行ってきたというところでございます。

次に②屋外広告物業の登録制度の導入についてでございますけれども、現行では屋外広告物業を営もうとする場合につきましては、知事への届出が必要という事になっておりますけれども、業規制の実効を高めるという事で、今回の法改正によりまして、登録制が導入できる事になりましたことから届出制から登録制に移行され、条例で登録にかかる手続、登録の有効期間、営業所におく業務主任者の資格、登録に際しての欠格条件や無登録で営業を行った際の罰則等が定められる事となりました。次にイ．屋外広告物の許可期限の延長についてでございます。近年広告物の構造、及び材質の進歩によりまして広告物の耐久力が向上しております事から、許可期限を現行1年としておりますものを、3年以内とするように改正されます。その範囲内で市町村の規則におきまして許可期限を定める事になりました。なお、許可期限の決定におきましては県内の各市町村間で許可期限のばらつきが生じることによりまして、申請者に妙な混乱を与えないように、近隣市町村と可能な限り調整を図りながら検討をしてみたいと考えております。最後にウ．地区指定制度の導入でございます。この制度は市町村におきまして地区レベルでその特性に応じたきめ細かい広告、景観形成の取組みを可能とする事を目的といたしまして現行の禁止または許可地域の中で歴史的建造物のある地区等の、特に良好な景観を保全すべき地区を景観保全型広告整備地区として、市町村等の申出に基づきまして知事が指定いたしまして、地区内の広告物の表示等にかかる基本方針となる広告物の表示等に関する基本方針、そして表示の方法に関する事項を策定することによりまして、指定区域内の広告を提出する場合、広告主には策定いたしましたこの基本方針等に適合する

よう、努力義務が課せられるとともに、現行では条例上適用除外となる一定規模以下の自家用広告物でありましても、届出が必要となりまして、その際に必要な助言、勧告ができるという事になってございます。なお、ただ今説明をさせていただきました違反広告物の公示、保管、売却にかかる事務、そして景観保全型広告整備地区の届出の受理にかかります事務につきましては、この奈良県事務処理特例条例によりまして、市町村への移譲をされているということで、各市町村において対応をする事となっております。最後に、今後のスケジュールでございますが、奈良県屋外広告物条例の改正案につきましては12月の県議会で審議された後、屋外広告物法の改正の施行予定に併せまして、交付される予定となっております。許可期限に関します事項につきましては、17年4月1日から施行されるということになってございますが、許可期限に関しますものは17年4月1日という事で、それ以外につきましては、交付の日から施行という事でございます。また県条例の改正に伴いまして、現在、市町村におきまして定めております屋外広告物条例に係ります施行規則を一部改正をする必要がございます。許可の期間、違反広告物の保管場所等にかかる公示場所、違反広告物の売却に際しての掲示事項等について、県条例の施行後、速やかに町において規則改正を行う事となっております。早急に条文等を整理を行いまして、委員会にもお示しをさせていただきたいと考えております。現在、他町村との調整を図るような状況でございます。整理が出来次第、提示させていただきたいと思っております。

以上にて奈良県屋外広告物条例の改正についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4)斑鳩町水道事業運営方針(案)について、理事者の報

告を求めます。

上水道課
長

斑鳩町水道事業運営方針（案）について、資料4によりご説明申し上げます。このことにつきましては、平成16年度の予算編成に関しまして、町長の施政方針において述べさせていただいておりますが、上水道につきましては、より良質で安定的な水の供給が求められています。一方給水収益は、節水型家庭用品の普及、また今後の人口の減少傾向により、年々減少する傾向にあります。そうしたことから、今後計画的で安定的な水道経営を図るため、長期的な展望に立ち、斑鳩町水道事業運営方針を策定することを町長より述べさせていただいております。今般、その取りまとめができましたので、概要につきましてお手元の資料によりご説明申し上げます。

まず1ページですが、1. はじめに、としては本方針の考え方を述べ、概ね30年後までの財政推計を行い、概ね10年後までの水道運営方針を策定しています。2. 今日までの経緯、につきましては説明を省略させていただきます。2ページの3. 現状と課題、であります。①の収支状況では、給水戸数は年々増加していますが、給水収益は減少傾向にあります。なお、水道料金の値上げは県営水道料金の値上げに伴い、平成6年度及び平成10年度に行っております。下の表には、収益的収支と資本的収支の推移を示しています。3ページの企業債ですが、平成15年度末残高で約20億4千万円であり、利率が7%以上のものが財務省からの借入れで約3億6千万円程度残っております。今後の起債の償還状況ですが、11ページの別紙1をご覧ください。各年度別の元金と利子の償還状況を平成44年度まで表しています。今後、平成23年度まで毎年度元利合計で1億8千万円程度の償還が続き、平成27年度以降にようやく1億円を下回ってきます。このことから、平成26年度までは厳しい財政状況となります。

次に4ページ以降であります。各施設別に現状と課題を示しています。①の浄水施設では第1浄水場は更新したばかりですが、三井浄水場は昭和60年に建設以降19年が経過し、今後、老朽に伴い機械

等の整備が順次必要となります。②の配水池では、5ページ上のエにあります北部配水池が昭和53年建設で、耐震性から早い時期に更新が必要であります。

次に6ページ下の方にあります⑤の配水管では、石綿管や年数の経過した塩化ビニール管の更新が必要であります。なお、17ページの別紙7に各材質別延長をも示しており、下から2番目の石綿管は約1.2kmが残っております。あと石綿管位置図等添付いたしておりますので後ほどご参照下さい。

次に8ページお願いします。4の今後の計画ですが、①の財政推計はアからオまでの5つのパターンを推計いたしております。それでは推計表でご説明いたしますので、12ページをお願いします。別紙2では現行の水道料金体系で、老朽管更新等で5千万円、下水道関連事業8千万円の1億3千万円の建設改良費を見込み、北部配水池を平成20年及び21年度で5億円で更新することとし、推計した場合の財政推計であります。収益的収支は毎年度とんとか赤字であり、右端の当年度補填財源、これは運転資金としての現金の残高であります。平成15年度末で約3億6千万円ありますが、今後、毎年度減少し、平成22年度では約6千万円にまでなり、平成24年度以降は赤字となり、水道経営の運転資金が全くなくなる状況になります。

13ページお願いします。別紙3で、収益的収支、当年度補填財源の確保を図るため、平成21年度から5%の水道料金の値上げを行い、また老朽管更新事業のペースを上げるため、事業費も2千万円増やし、7千万円とし、その財源の一部として起債を平成29年度まで毎年度2千万円発行することとしています。その推計の結果ですが、収益的収支は毎年度黒字に転換します。また、右端の当年度補填財源も、平成24年度から平成27年度までは1億円を切るものの、平成28年度からは好転し、平成35年度までは1億円台を確保できると見込まれます。

次に14、15ページの別紙4及び5では、水道料金を値上げしないで、当年度補填財源を当面確保するため、平成29年度まで毎年度

起債を2千万円及び5千万円を発行した場合の推計であります。両方ともに、当年度補填財源は当面確保できるものの収益的収支は毎年度赤字であります。累積収支は雪だるま式に増えて、企業経営としては破綻の状態となります。

16ページをお願いします。別紙6では、平成21年度に10%の水道料金の値上げで推計しています。収益的収支では、平成21年度以降5～6千万円程度確保でき、当年度補填財源も平成28年度以降4億円まで改善し、それ以降も毎年度増加し、平成35年度では6億円台になります。このことから、将来予測されます三井浄水場の建て替え更新事業費の資金にも対応できると考えられます。

それでは9ページにお戻りいただきたいと思えます。②の今後の水道の当面の運営方針としましては、ア. 石綿管や経年塩ビ管等の老朽管更新に対処するため、上水道単独事業費として毎年度7,000万円程度、公共下水道関連事業で概ね8,000万円程度の合計毎年度1億5,000万円程度、10年間で概ね15億円程度の事業費で老朽管の更新整備を図る。イ. 平成26年度まで企業債の元利償還に多額の費用が発生するため、平成29年度までを目途に毎年度2,000万円程度の企業債を発行し、不足する運転資金の補充を行う。ウ. 更新時期を迎える北部配水池は、平成20年度、21年度の2ヶ年事業で実施し、事業費は概ね5億円程度で、財源は全額企業債とする。エ. 給水収益が減収するなかでの企業債の元利償還金、老朽管更新事業費、北部配水池等の更新資金、及び人口減少による給水収益の減収への対応として、平成21年度を目途に水道料金の、概ね5%の値上げを検討する。

以上の事を基本として水道事業の運営を図って参りたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。また、10ページ以降につきましては施設の説明となっておりますので、省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、斑鳩町水道事業運営方針（案）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長　この報告についてはもし意見があれば、次回という事で、数あるの
で、そういう風に委員さんには了承していただきたいと思います。

委員長　他に理事者の方から報告はございませんか。

都市建設
部長　先の12月10日の一般質問において、特に三代川改修の遅れにつ
いて、吉川議員の一般質問でご指摘をいただき、またこの件について
は我々理事者側の努力不足、あるいは合わせて地元県会議員の怠慢等
について述べられたわけですが、先の12月8日県議会の一般質問に
おいて、確かに上田議員が三代川の遅れについて質問されて、土木部
長答弁が補償交渉の難航による、という事で述べられておりましたが、
その後上田県会議員の方から河川改修というのは、何も河道の改修だ
けが全てではない。ルート変更もあり、あるいは総合治水という意味
では貯留浸透事業とか、色々事業の組み合わせがあるじゃないか。今の
河川改修の遅れが上流部で常に大雨時には道路冠水という状況が常態
化している。これは、県の事業を頑なに下流からと言って、全然進捗
してない事が原因である、これはまさに天災ではなく人災であると、
政治責任を強く追求する意見を述べられております。また、上田県議
におかれては、平成16年度予算、これは昨年8月に当建設水道常任
委員会が郡山土木に要望していただいた中で、御幸大橋の渋滞解消に
ついて述べられていて、当時土木事務所長の回答もいただいております
が、結果、高田土木から予算を要求されました。今の県の財政状況
では新規メニューというのはなかなか取り上げられない、こういった
事は私が承知しておりますので、これは上田県議にお願いいたしまし
て、県議が働いていただいたおかげで予算1千万円獲得できたもの
と思っております。また、常日頃から県事業について、町がもってる問
題点等についても上田議員については色々相談にのっていただいております
まして、県に意見も言っているという事で、確かに吉川
議員もおっしゃられたように何もしない県会議員もおられるのかも分
かりませんが、上田議員についてはそうではないという事から、吉川

議員はたぶん上田議員の活動もよくご存知だと思うんですが、ああいう地元の県会議員は何もしないじゃないか、という発言をされている。この件についてはやはり今申し上げたような事で、県会議員頑張っていておられますので、あの発言については取り消しもしくは訂正をお願いしたいと思います。

吉川委員　これはもう、部長の言葉に私は返す言葉がないわけなんですけれども、現実に進んでない状況なので、やはり強く県へ働きかけてもらわないと、今私も奈良新聞を読んだわけなんですけれども、部長から説明いただいたような事は書いてないので、ちょっと読んでないのであれなんですけれども、三代川改修についても質問していただいています。それはよく存じておりますけれども、これからはそういう事である程度は進むのではないかという期待はしております。しておりますけれども一般質問の時も申し上げましたように、あれだけの期間動いてないわけです。こんな事業、県、どこを探してもありません。ちょっと聞いてみたら。斑鳩町だけです。だから何もなかったらこれも言う事ありません、本当に、金も要らないし、それはいいけれども。特に今年はああいう雨とか地震とかあって、ああいう問題が起こって中には人災だと言われる、色々言う人があるわけです。どこでも一緒に町の3役さん一つにしても、町のために協力しようと思ってても、それはこうや、と言われる人もあるわけや。言いたい人みたいな、どうなっても言わはります。その中で遅れている事は確かです、だから何もなかったらそれは私も言う事ないんですけれども、もし、ああいう大きな災害が起こった時に、何であれだけの期間何もできなかったんや、と言われるのは目に見えてます。私らは特に感じてるわけです。確かに上田議員に対しては私も上田議員に直接言ってます。自民党の会合あっても、他の件ですけれども、堂々と言ってます。私、自民党だから推してましますけれどもね、言う事は言います。言われたら上田県議はやっぱ知事の肩持つというわけではないけれども、これだけやってもらってまします、という事はちゃんと説明してはります。同じ事だと思う。言い過

ります。今後補修状況についてもパトロールしながらその補修箇所についてもパトロールしながら、確認をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 冒頭で町長の挨拶で、町営の空きについても報告させてもらいます、と挨拶ありましたね。

町長 挨拶はしたけど、前回の委員会でないという答弁をしたと思う。

委員長 以上、これら各課所管に関する件については、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

委員長 次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

吉川委員 まず、藤ノ木古墳整備、最近特に進んでいくようです。前にも私、指摘してますように、あの藤ノ木古墳の前の南側の道路ありますね。何号線かちょっと路線名分かりませんが、今整備してもらっている藤ノ木古墳へ通じる道路の突き当りからちょっと曲がって、また西へ道路があるわけです。あれをなぜ真っ直ぐできないのか。周辺道路の改修までやってもらえるのかどうかお尋ねしたいと思います。

建設課長 道路整備の関係につきまして、建設課で管理をしております、また整備についても当課でやっている関係で、特に委員もご承知のとおり、平成16年度から5ヶ年整備を新たに計画いたしました。そういった中で、現計画の中では藤ノ木古墳の南側の道路のご指摘なんですけれども、整備計画としては入れておらないという状況ですので、先ほど委員もおっしゃっているように、藤ノ木古墳整備の中でされるのかというのはちょっと担当課とも確認をとれていない状況ですし、また整備検討委員会がされているという状況でありますので、この整備に

ついでに報告とさせていただきます。

吉川委員 確かに16年以降20年まで5ヶ年計画の中に入っているのは私も知っているわけ。以前から私はこの問題については言ってるわけ。今後、採り入れてもらえるのか、検討委員会等でそういう意見を述べてもらえるのか、せめて検討だけでもしてもらえるのか、それだけ聞かせて下さい。

建設課長 この5ヶ年計画につきましては、先ほど委員もおっしゃるように、16年から20年という計画なんですけれども、特にその中で5年間ではあまり長いという形のものもございまして、その中間面でもございまして、その中では全体的にもう一度見直すという形のものもあります。その中で今の計画の中でも難しい路線、廃止する路線も出てくる可能性もありますし、また新たに計画を考えるという形のものもございまして、今の状況としてはそういう事にしかさせていたけない状態でございます。

吉川委員 今後検討してもらえるのかしてもらえないのか聞いてます。答えて下さい。

都市建設部長 今、吉川議員が質問されている、藤ノ木古墳の南側の道路だと思いますけれども、この件について今後整備するのが望ましいのか、いろんな事も踏まえまして次の3年後の5ヶ年の道路整備の見直しの際については、そういった事も踏まえて検討いたします。

吉川委員 ありがとうございます。一つ検討をよろしくお願ひしたいと思います。それから、笠町地区の道路の土地の整理についてなんですけれども、これについても、今2年ほど止まっていますね、全然。私は前から申し上げていますように、特にこの笠町地区については、町へも迷惑かけてるわけなんですけれども、私は私なりに努力してるつもりなん

です。悲しいかな町道になっているけれども、底地は個人の名義ですと残っている。そんな状態で放置しては困るという事で、そしたら計画的にやっ払いこうという事で、できるところからやっていただいたわけなんですけれども、あとの問題についても、私は何も町の者ばかり行ってもらわなくても、私も知ってる所へは頼みにいきますと、判もらって来ます、書類さえ作ってもらったら。そこまで申し上げますねん。それでも一向に進まないんです。どういう事ですか、やる気あるんですか。やってもらえるのですか。約束はしたけどもうしないと言われるのか。

建設課補佐 笠町地区の道路整備ですけれども、一応平成当初から5ヶ所、5路線に分けて進めております。今現在1ヶ所1路線ともう一部の路線が完成したところでございますが、その後においては立会い等の不調もあって進んでない状況もあります。また今現在町道の中に、分筆された所が数筆ありますので、それについて町に対しての移管の手続きを踏めるように、今現在その調査、町道の中に確実に入っているかどうかの調査を進めているところであります。その中で地元等の方もおられますので、そういう中で確実に町道の中にあるという事を認められたら、その分の移管について進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

吉川委員 前から申し上げますように、相続の関係で難しいのは今でもあるわけです。たまたま今申し上げている所は、みんなおられるわけ、今だったらもらえるわけ。しかしこれが仮に亡くなられて、えらい失礼だけど、相続人がえらい増えた場合に不可能になってくる場合があるわけ。笠町地区でも1ヶ所の所は何回行ってもあかんわけ。町も確かに一生懸命に、北海道から九州まで相続人あるわけ。私は法的に何とかならないのか、という事も申し上げましたけれども、現状では皆さんの判がいると。これは不可能な話でね。仮にえらい極端な例になるけど、斑鳩町の職員みんなをやってもらってても無理な話になってし

もう。こんな所は言いませんけれども、ただ、今居られる個人の土地、私、この間も神南の所で買収された土地を、もう登記になってるものだと思ってた。私自身が協力した塩田橋のあそこと一緒です。私も自分が議員してながらもう登記は出来てるものばかりだと思い込んでたわけ。悲しいかな権利証に町へこれだけした、という事をしてくれてないから見てもその時に気付かないわけ。私は協力した事よく覚えているから、お金貰った事も覚えているから、だから早い事やってくれといったらそこはやってもらいます。こういう所はやっぱ早い事なぜ整理ができないのか。今やっておかないと、なんぼでも難しくなります。その時点になったら、もう相続人、先ほど申し上げましたヒロカワさんの土地なんかでも一緒です、あれだけ相続人おられたら無理な話です。本当に無理な話です。もう少し真剣にね、今調べてますねんって調べるのに何年かかりますの、こんなん。1週間もかかりませんやろ、調べるの。全部調べるの違いますやん、やっていこうとする所だけ調べます。一つ、相続人が増えない間に、関係者がおられる時に私は是非とも整理をしてもらいたいと思うんです。何もこの笠町地区にかかわらず、やっぱそれをきちっとやっていかないといけない。今、担当してもらっている方も前の方さえちゃんとしておかしたら、こんな問題質問もしないし、苦勞もしてもらわなくてもよかったわけ、そうですやろ。悲しいかな前にやっておかなかったから今やらないといけないわけ。また同じようにやらなかったら、次の者また難儀します、これ。先ほど申し上げた件でも一緒。向こうの方も完全に町のものになると。いう事で、たまたまその土地協力してもらわないといけなくなったので、行ったら、これうちの名義でまだ残ってます、と言われるわけ。なんでそんなのが残るのか私は不思議で仕方がない。現在はちゃんとしないとお金の支払いができないという事でやっていただいているようですが、私はできるところから、前にもこれ富川参事も米田参事も特別にそこに置いてもらって、整理していこうという事でやっていただいていたのに、なぜこんな事に、これはそのあとの問題だと思うけれども、残っていくのか。これは是非と

も力を入れて、きっちりしていかないと、先ほど言った里道、水路の明示等についても、私は影響が出てくると思うんです。是非とも早急に整理をしていただくようお願いをしておきます。

それから小吉田地区のパークウェイ関連の工事の変更について今現在どうなっているのか。まだ前に聞いている所、一向に工事が始まるようにもないので。16年ももうすぐです、どうなっているのかお聞かせ下さい。

建設課参事 今おっしゃっている小吉田の改良工事ですけれども、建設課所管している2路線ありますので、12月24日に入札の予定をいたしております。

吉川委員 これはこの入札で地区との事は全部終るわけですか。

建設課参事 一応全体的な路線としては今年度始めとして、来年、再来年、という年次計画をいたしております。これも地元と調整している中で行っている状況でございます。

吉川委員 約束したやつについては、もう少し早くできないものかな。次の、特に隣になりますので、やっぱりそこへも影響してくると思うんですよ。できるだけ今度12月24日入札という事ですので、せめてそれはやってもらいますけれども、あとの工事についても、前向きに私は取り組んでいただけるようお願いしておきます。

それから、塩田橋両端の交通事故、一般質問でも申し上げたわけですが、どうですやろ、何かいい案というのか、今後この事故防止についてどういう具合に考えていただいているのか、塩田橋の渡った所はうちの土地もあるわけですが、うちは擁壁してますので当たってもらっても、あたってもらったら困るけど、隣の所なんかはフェンスを倒して、中へ行かれたと。その前には歩道があるわけ。だからそういう面での安全面は私は合わせて考えてもらわないといけな

いと思う。特に今、通学関係で色々話題をよんでおりますし、その事について、町の考え聞かせて下さい。

建設課長 今、ご指摘の関係につきましては、先だつての一般質問で一定の形で部長の方からご答弁させていただいたところですが、特に最近の事故と申しますか、9月19日それと11月1日にありました。これは双方ともこの交差点での出会い頭という事で、車と原動機付自転車でありまして、その時も答弁させてもらったように、今後西和警察とも事故の内容について協議し、対応策についても検討して参りたいという風に考えております。ただ、出会い頭ですのでそういった形でお互い交通のルール、地形的な問題もあると思うんですけれども、一定のルール、それぞれ皆さんが持っていただくように啓発にも努めてまいりたいと思います。

吉川委員 同じ答弁ですのであれですけれども、あそこの場合は私も申し上げてますように、人間というのは大きな道路から細い道路であれば、大きい方が優先と勘違いをするわけなんです。前からもお願いしてますように、確かに一旦停止もつけてもらいましたし、それ以後橋の上にもつけてもらいました。だから私も課長がおっしゃるように、その事はよく分かるんですけれども、これだけ事故が続いたら、やっぱり何か原因あるように思うんです。やっぱり事故のない斑鳩町にしていくためにも、私はまだ垂れ幕のような大きな、ぱっと気付くような、下には止まれと書いてますけど、電柱にも止まれと三角で貼ってもらってます。確かにその注意さえしてもらったら、一旦停止の所で止まってもらったら、事故みたいな本当はないのじゃないかと、それはよく分かるんですけれども、しかし現実にはそうして起こっているんで、是非とも私は対応策を考えていただきたい。それとできたら一回交通量調査を是非ともやってもらいたい、これはその時の覚書にも書いてますように、信号機をつけて下さいという要望出してます。一回皆さんに説明するにしても、交通量調査くらいはやって対応してもらいた

いと思います。

6 m計画道路の取組み方についての町の基本的な考え方を聞かせて下さい。

助 役

この6 m計画道路につきましては先般の委員会にも私が述べさせていただきました。先ほども言うております道路5ヶ年計画と合わせながら1 2路線というものを更に見直す必要があるのではないかと。買取せず、中心から3 m後退していても施行できていない現状の道路がございますから、そういうものも含めて見直しをし、そして委員のご意見をいただきたいと、という事も言うているわけでございます、その節におきましては色々ご意見いただきたいと思ひます。

吉川委員

見直しとおっしゃるけれども、今現在ある程度の区間までは6 mになっていっている、もし見直しでやらないという事になるとあとはやらない、そういう事にはならないと、私も検討される中でそうは思ひますけれども、私が思うのは町で計画して、この間も言ったように3次計画、実施計画についてもやっぱりこれ位いい事書いてもらっているから、私はできるだけ協力したろと云ってくれはる所だけでも、向こうから申出ある所だけでも私はやっぱりやっぴりやっぴりやっぴりやるべきだと思ひますよ。同じ事言って申し訳ないけど。やっぱりその時にこっちも乗っついていかないと、これも同じ事申し上げて、町は町の予算がある事よく分かってます。分かってますけど悲しいかな向こうのペースというのか、やっぱり計画の時にのっついていかないとやっぱりできないと思ひますよ。この間も課長、参事にも見ていただいたわけですがけれども、協力するという事で、調査はしていただくわけですがけれども、こちらの方についても下がるように言っっておられたのに、裏に車庫建てておられる。吉川さん、あれから何も言ってこられない、と言われるわけ。なんぼも経ってないんです、本当に。しかし、地主については言ったら直ぐにその話出来るものだという感覚でおられるので、私はやっぱり途切れないように、話をしていかないと、なる話もならないのでは

ないかと思しますので、是非とも斑鳩町の生活道路という事で、この間も一般質問で申し上げましたように、ここにおられる方全員自分の関係する所だけでも、私は再度読んでもらいたいと思う。できるだけやっぱりこれに向って整備を進める、また検討するところは検討していくように、私はお願いしたいと思えます。6 m計画道路につきましても、できますれば、協力したろ、と言ってくれる所があったら、町で、助役さんは見直す時期だとおっしゃってますけれども、今現在計画しておられる所については買収でもしていこうという気持ちがあるのか、もう見直しの時期に来てるので今はちょっとそれは無理だとおっしゃるのか、それだけ聞かせて下さい。

助 役 今、ご指摘によるそういうところがあれば当然町として協力を求めていくというのが当然でございます。ただ、私が見直し等を提示させてほしいと言ってますのは、道路整備が4 m 5 0で完成してる所がございますから、そういう所はやっぱり廃止するとか、色々考えていかなければならない。当然6 m計画道路で主要路線を決めた以上は、やはり重要な路線についてはやっていかなければならないわけでございますから、今吉川議員ご指摘の所につきましては、やはり協力を願えるならば当然我々としてはお願いしていくという事で進めて参りたいと思えます。例えば、今までスポット的に買収している道路につきましては、当然それを廃止するわけにはいかないと思えます。そういう事も含めて見直していきたいと思っております、こういう事を言っておりますのでご了承願いたいと思えます。

吉川委員 今一定の答弁をいただきましたので、今後、確かにこれから財政苦しくなると思えますけれども、やはりこうして計画をしていただきますから、一步でも二歩でもやっぱりこれに近づけるといのか、完成できますように、財政難の中だけど、鋭意工夫していただいて、私は進めていただくように要望して終ります。

委員長

その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午前11時38分 閉会)